

農薬を取り扱うみなさんへ・・・

高山市農政部農務課

～農薬の安全使用について～

農薬の適正な使用や隣近所への配慮とともに、隣接する作物へ飛び散らないよう十分に注意して農薬を散布してください。

◎農薬散布に際しての具体的な注意事項

ほ場の外への農薬の飛散を最小限にしましょう。

- ア 近隣に影響が少ない時間帯に散布しましょう。
- イ 風の弱い時に、風向きを考慮して散布しましょう。
- ウ できるだけ飛散が少ない形状の農薬（粒剤等）を使用しましょう。
- エ 飛散低減ノズルを使用したり、動力噴霧器の圧力を下げるなどして農薬の飛散防止に努めるとともに、散布ノズルの向きに注意しましょう。
- オ 民家等との境に、防薬ネット・カーテン、生け垣などを設置するように努めましょう。
- カ 近隣で異なる作物が栽培されている場合も防薬ネットやビニール・飛散低減ノズル等による飛散防止対策をしましょう。
- キ 水田での農薬散布後1週間は、落水・かけ流しをしないようにしましょう。
(水田の水の流出により、他の作物の生育に影響を与える可能性があります。)



農薬の使用目的・適用作物・回数・濃度及び量を守り、適正な方法で散布しましょう。

- ア 農薬ごとに定められた使用方法を確実に守ることが安全な農産物づくりの基本です。
- イ 使用前に必ずラベルを確認し、希釈倍数・使用回数・使用時期を守りましょう。
- ウ 散布液は必要な量だけを作りましょう。また、空きビンや空き袋の適正な処理をしましょう。
- エ 農薬はカギのかかる保管庫で管理しましょう。
- オ 農薬は十分混ぜて使用しましょう。水和剤など混ざりにくい農薬は、特に注意してしっかりと混ぜるようにしましょう。
- カ 散布器具の洗浄はこまめに行いましょう。
- キ 病害虫の発生や被害を確認して農薬を散布しましょう。

【農薬ラベル表示例】

△△△△フロアブル		農林水産省登録番号〇〇〇〇		
【適用害虫と使用方法】		有効成分□□□□□□□□		
作物名	適用害虫名	希釈倍数	使用時期	総使用回数
なす	ハダニ類	1,000	収穫前日まで	1
きゅうり	アブラムシ	500	21日	3
トマト	卵ヨダレ	1,000	3日	2

登録番号があるものを使用しよう。

使用基準や使用方法は必ず守る。

農薬散布に際しては、事前に隣近所や隣接作物を栽培されている農家の方に知らせましょう。

- ア 農薬を散布する前に近所の方や隣接作物を栽培されている農家に知らせるようにしましょう。
- イ 隣接住宅の窓が開いていないか、洗濯物や布とんが干されていないか注意し、一声かけるようにしましょう。
- ウ 肥料や堆肥は散布後すみやかに耕耘しましょう。



農薬を減らす栽培を心がけましょう。

- ア こまめな除草を行うようにしましょう。ほ場周辺に草丈の長い雑草が生えていると、風通しが悪くなり、害虫の増殖する場となります。
- イ 同じ種類の農薬を使うと、病害虫にも抵抗性が出てきて効果が落ちます。農薬を使用するときは、違う種類の農薬を使用するようにしましょう。
- ウ 害虫や病気は多発してしまうと、簡単に防除できなくなってしまいます。早めの害虫防除、病気は予防を心がけましょう。
- エ 農薬を混ぜて使用する場合は、①展着剤(テ) ②乳剤(ニ) ③水和剤、水溶剤(ス)の順番(テニスで覚えましょう)で混用しましょう。
- オ 病害虫に強い作物や品種を検討し、農薬にたよらない作付けに心がけましょう。
- カ 連作を避け、適切な土づくりや施肥の実施を行いましょ。
- キ 害虫の捕殺や被害を受けた部分の除去などの物理的防除を優先して行いましょう。

使用される方もできるだけ農薬を浴びないように注意しましょう。

- ア マスク、手袋、長袖、カッパ等を着用し、散布しましょう。
- イ 気温上昇時は汗で衣服が濡れ、浴びた農薬が衣服の内側へ吸いこまれていきます。また注意力が散漫になり判断力が鈍ってきますので、朝の涼しい時間帯に農薬を使用するようにしましょう。

栽培記録・防除記録をつけるように心がけましょう。



Aさんの水稲

Bさんのホウレンソウ

- ア 栽培記録・防除記録をつけましょう。記録は、栽培や防除の改善に役立つとともに、農作物の安全性の証明書にもなります。

農業への理解を得るため
農薬飛散防止対策を講じましょう。

※ もし、飛散による何らかの事故が発生した場合は、自分自身が被害者にも加害者にもなってしまいます。地域の生産者同士の連携、地域の指導者への相談など、こまめに行うことが大切です。

安全・安心な農産物を生産していくために、農薬の使用方法を守るとともに、これまで以上に飛散防止対策に努めましょう。

農薬安全使用のためのチェックシート

しっかり守って、いい作物&安心な暮らし!!

安全・安心な農産物の生産のために

● 必ず守らなければならないこと

- 登録された農薬を使用していますか？（容器に農林水産省登録〇〇号と記載されているか）
- 容器ラベルに表記された使用方法を守っていますか？（適用作物・使用量・使用回数・希釈倍数・使用時期等）
- 農薬に触れた手で収穫物を扱っていませんか？

● 農薬の安全使用のために努力すること

- 有効期限は切れていませんか？
- 使用状況を日誌に記録しましたか？
- 鍵のかかる保管庫で管理していますか？
- 農薬に関する研修会に積極的に参加していますか？

みんなが安心して暮らすために

● 住宅地周辺で特に注意が必要なこと

- 農薬散布前に、回覧、ポスター、声かけ等で周辺住民に知らせましたか？
- 子供や関係のない人を散布区域に入らせないように配慮していますか？
- 民家等へ農薬が飛散しないように風向きや天候に注意していますか？
- 農薬の散布時間は風のない時間帯ですか？
- 住宅の窓は開いていませんか？
- 洗濯物や布団は干してありませんか？
- 周辺に駐車車両はありませんか？
- 粒剤等飛散が少ない農薬を選んだり、農薬散布以外の方法を考えたりしましたか？

● 周辺の環境保全のために配慮すること

- 河川や水路を汚さないために農薬の流出防止に配慮していますか？
- 病害虫の発生状況に応じた適正な農薬使用に努めていますか？
- 揮発する農薬を使用する場合は、ビニール被覆等で揮発防止をしていますか？
- 農薬の空き袋、空容器、散布残液は定められた方法により、適正に処理されていますか？